

## 向日市公共施設ゼロカーボン推進事業に関する基本協定書

向日市（以下「甲」という。）と国際航業株式会社京都支店（以下「乙」という。）は、市が所有する公共施設に、乙がP P Aにより太陽光発電設備（これと同時に設置する付属装置等を含む。以下「発電設備」という。）を設置すること及び甲が指定する施設へ乙が不足電力を供給することについて、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に協力し、甲が指定する施設屋根及びその他必要な部分（以下「屋根等」という。）に発電設備を設置し、かつ、発電設備が設置してある施設の中で、甲が指定する施設へ不足電力分を再生可能エネルギー電気にて供給する事業（以下「本事業」という。）を円滑に実施するための基本的な事項を定めるものとする。

2 本事業は、再生可能エネルギーの利用促進、災害時等の停電時における非常用電力の確保及びエネルギーの地産地消への取組を図るものとする。

#### （公共性の尊重）

第2条 乙は本事業の公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

#### （信義誠実の原則）

第3条 甲及び乙は、相互に協力し信義を重んじ及び対等な関係に立って誠実に本協定を履行しなければならない。

#### （協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から乙が発電設備を撤去し、原状回復が完了する日までとする。

2 乙が発電設備を通じて電力供給を行う期間及び甲が指定する施設へ電力供給を行う期間は、20年間とする。

### 第2章 本事業の実施

#### （本事業において使用する行政財産）

第5条 本事業の実施のために乙が使用する行政財産は、甲が指定する屋根等とする。

#### （本事業の実施）

第6条 乙は、法令並びに本協定、本事業の公募型プロポーザル実施要領、仕様書並びに甲に提出した企画提案書及び事業計画書に従って本事業を実施しなければならない。

- 2 乙は、国交付金を活用した市補助金（向日市公共施設太陽光発電設備等設置補助金）の交付を受け、本事業を実施する。
- 3 乙は、企画提案書の内容を踏まえた事業計画を作成し、あらかじめ甲に提出し、甲の承諾を受けなければならない。
- 4 乙は、前項の事業計画に従って本事業を進めなければならない。
- 5 甲は、本事業の実施状況を定期的又は随時に調査することができる。
- 6 甲は、本事業が適切に実施されていないと認める場合、乙に対し、その改善を指示することができる。
- 7 乙は、前項の甲の指示を受けた場合、その指示に従わなければならない。

（電力料金単価）

第7条 発電設備における使用電力単価及び不足電力単価については、別途契約にて締結するものとする。

- 2 契約期間中における施設の電力需給量の増減や社会情勢等により費用の増減が著しく生じる場合は、甲の求めに応じ、双方協議を行うこととする。

（本事業の権利・義務の譲渡の禁止）

第8条 乙は、本事業によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

- 2 乙は、発電設備を第三者に貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。

（費用負担）

第9条 発電設備に係る設計、材料調達、設置工事、メンテナンス、撤去工事、各種手続きの申請に係る費用その他本事業の実施に必要な費用は、全て乙の負担とする。

（環境教育・学習等）

第10条 乙は、甲が行う環境教育・学習等に対して、積極的に協力するものとする。

（公租公課）

第11条 乙が設置した発電設備に係る公租公課は、乙が負担する。

（屋根等の使用）

第12条 乙は、本事業を実施するために、屋根等の使用について、甲に公有財産使用許可申請書を提出し、甲の許可を受けなければならない。

- 2 屋根等の使用許可期間は1年間とし、使用料は無償とする。なお、使用許可は毎年度更新し、使用承諾期間は協定期間を限度とする。

（事業報告）

第13条 乙は、毎年度の事業収支状況、発電状況及び発電設備導入による温室効果ガス排

出量削減効果を当該年度終了後、甲に報告するものとする。

2 前項に規定するもののほか、乙は、甲が求める内容について報告するものとする。

### 第3章 発電設備の設置及び管理

#### (設置工事等の監理)

第14条 乙は、発電設備を設置する工事等の際、甲と協議した上、施設の利用や安全に支障がないよう十分に注意を払った工事手法及び工程を計画し、実施するものとする。

#### (事故報告)

第15条 乙は、発電設備の設置又は管理に伴う事故が発生したときは、直ちに甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の事故が発生したときは、速やかに実態を調査し、その損害を把握し、適切な措置を講じ、及び再発を防止するための対応を行うものとする。

3 甲及び乙は、緊急時の連絡体制をあらかじめ整備するものとする。

#### (発電設備の設置による影響への対応)

第16条 発電設備の設置及び管理が原因で、屋根等に雨漏りその他の損害が生じた場合は、乙の費用負担で修繕工事等を行うものとする。

2 雨漏りその他の損害の原因が、発電設備ではなく行政財産の老朽化による場合は、乙はその旨を、原因を判断した理由とともに甲に通知しなければならない。

3 甲は、前項の通知を受け、雨漏りその他損害の原因が、行政財産の老朽化によるものと確認した場合は、甲の負担で修繕工事等を行うものとする。

4 雨漏りその他の損害の原因が明確とならない場合は、双方で協議し、各々の負担を決定する。

#### (発電設備のメンテナンス)

第17条 乙は、発電設備が所期の性能を発揮するために必要な法定点検、定期点検、部品交換等のメンテナンスを行うこととする。

2 乙は、発電設備が故障した場合には、ただちに修理等を行う体制をあらかじめ整備するものとする。

### 第4章 保険・損害賠償等

#### (発電量の減少による損失)

第18条 甲は、発電設備の故障若しくは劣化又は気象の変動等により発電量が減少した場合に生じた損失について、一切責任を負わないものとする。

#### (発電設備の盗難又は毀損)

第19条 甲は、設置された発電設備の盗難又は毀損について、甲の責に帰することが明らかなる場合を除き、一切責任を負わないものとする。

(保険等)

第20条 乙は、本事業の実施に関して必要と考える損害保険等に参加するものとし、保険料については乙の負担とする。

(損害賠償責任)

第21条 乙が、甲の屋根等を破損、滅失した場合や発電設備の故障により送電網に影響を与えた場合等には、乙の負担において損害の賠償をしなければならない。

2 乙が、発電設備の設置及び管理に関する瑕疵により、施設の利用者又は第三者に身体及び財産上の損害を与えた場合は、乙の負担において損害の賠償をしなければならない。

3 甲の行為等に起因して、乙の発電設備に損傷を与えた場合には、甲がその費用を負担する。

4 前3項の場合その他この協定の履行により第三者との間に紛争が生じたときは、甲と乙とが協力して処理解決にあたるものとする。

## 第5章 その他

(本協定の解除)

第22条 甲は、次の事態が生じた場合には、本協定の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙がこの協定の条項に違反した場合

(2) 乙の責めに帰する事由により、発電設備の管理を適切に継続することができないと甲が認める場合

2 前項の規定による解除により乙が損失を被ることがあっても、甲はその損失を補償しないものとする。

(期間満了後の設備の取扱い)

第23条 乙は、第4条の協定期間が満了した場合又は本事業を中止した場合は、速やかに乙の費用負担により、発電設備の設置場所を現状回復するものとする。ただし、甲との協議により、発電設備の譲与等が行われる場合にはこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、乙が義務を履行しない場合は、甲は自ら発電設備の設置場所を現状回復し、乙はその費用を支払わなければならない。

(本協定の変更又は解除)

第24条 本事業の内容を変更する場合は、甲と乙とが協議し、本協定の条項の変更又は全部若しくは一部の解除を行うことができるものとする。

(本協定の解除に伴う使用の取止め)

第25条 乙は、第22条第1項の規定により、本協定の全部又は一部を解除された場合にあっては、第12条の許可を取り止めるものとする。

(通知、請求等の様式等)

第26条 本協定に関する甲乙の間の通知、請求及び解除は、書面により行うものとする。

2 本協定の履行に関して、甲と乙の間で用いる計量単位は、計量法(平成4年法律第51号)の定めるところによる。

(法令遵守)

第27条 本協定は法令に基づき解釈され、かつ、履行を強制されるものとする。

(個人情報保護)

第28条 受注者は、この協定による事務を処理するため個人情報を取り扱うときは、向日市保有個人情報の安全管理措置に関する取扱規程(令和6年訓令第1号)及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(協議)

第29条 この協定に定めのない事項又はこの協定の履行に関して疑義の生じた事項については、甲と乙が協議して決定するものとする。

本協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲と乙とが記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年12月10日

甲 京都府向日市寺戸町中野20番地

向日市長 安田 守

乙 京都府京都市下京区河原町通松原上ル2丁目富永町338

国際航業株式会社京都支店

支店長 金井 顕 治